

第6期桜井市障害福祉計画

概要版



～ともに生きる社会の実現～

1 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

- 近年、とくに知的障害者や精神障害者の増加、発達障害や高次脳機能障害など従来はあまり認識されてこなかった障害への支援の必要性の認識の高まり、障害の重度化、障害者の高齢化、保育・就学期の支援を必要とする児童の早期発見にともなう支援の必要性の増加、さらに地域社会におけるつながりの希薄化や家族形態の変容なども背景として、介護、居住、就労、社会参加、地域の理解促進など、障害者を取り巻く問題や課題は多様化しています。
- 近年の社会状況の動向として、気象の変化などにより、大規模な水害などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や、避難所での生活の支援などが課題となっています。また、令和2年初めからの新型コロナウィルス感染症の世界的な流行により、感染症予防対策のため、人が集まることが困難になっており、結果として、サービスの提供や相談支援などを受けられないといった支障をきたしています。そういった新たな災害、感染症対策の観点から、個人の障害特性に対応した避難支援や安否確認などの体制の整備、避難所等での感染症予防対策、いわゆる「新しい生活様式」に対応した福祉サービスの検討、障害のある人にもわかりやすい災害情報の提供などに取り組むことが求められています。
- 桜井市においては、障害者が安心して地域でともに生活することができる「ともに生きる社会」の実現に向け、さまざまな障害福祉施策に取り組んできました。
障害福祉サービスについては、「第5期桜井市障害福祉計画」を平成30年3月に策定し、障害者が必要なサービスを受けながら安心して地域で暮らしていくことができるサービスの基盤整備を推進してきました。
- 前期計画が令和2年度末をもって計画期間満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第6期桜井市障害福祉計画」を策定します。
また、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、「第2期桜井市障害児福祉計画」を一体的に策定することとします。

計画の性格

- 本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第6期計画です。
計画の内容については、「桜井市障害者福祉基本計画」を上位計画として、障害福祉サービス等の提供体制の確保、3年を1期とした各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその確保の方策について定めるものです。

計画期間

- 計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。
ただし、計画期間中に障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら実績の分析・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

障害福祉計画（第6期）の策定に向けた国の基本指針

■障害者福祉全体に関わる動向

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

　　日中サービス支援型指定共同生活援助等による入所等からの地域生活への移行が可能となる障害福祉サービス等の提供体制の整備。

● 地域共生社会の実現に向けた取組

　　地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援。

● 障害児の健やかな育成のための発達支援

● 障害福祉人材の確保

　　障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報。

● 障害者の社会参加を支える取組

　　障害者が文化芸術を享受・鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保。

■ 障害福祉サービスの提供体制の確保

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
　　地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実。
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

■ 相談支援の提供体制の確保

● 相談支援体制の構築

　　総合的な相談支援体制・専門的な指導・助言・人材育成の更なる強化・充実。

- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 発達障害者等に対する支援
- 協議会の設置等

■ 障害児支援の提供体制の確保

● 地域支援体制の構築

　　障害児の地域社会への参加やインクルージョンの推進。

- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容の推進
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
　　重症心身障害児・医療的ケア児の人数・ニーズの把握。支援体制の充実。
- 障害児相談支援の提供体制の確保

2 現状からみる課題

◆障害者の増加や、重度化・高齢化などへの対応

障害による生活困難をかかえる当事者と家族の負担などを軽減するための、福祉、教育、医療などの連携による対応が求められています。介助者へのレスパイト（休息）支援や、障害福祉サービスなどを利用していないために把握しにくい世帯を発見して支援につなぐ仕組みづくりなどが課題となります。

◆地域におけるつながりの再構築

地域における各種組織・団体などとも連携しながら、地域における参加者のつながりを再構築していく必要があります。また、民生委員などが発見した、支援の狭間にいる人たちを、地域で各種組織・団体につなぎ、行政が把握していく仕組みづくりが課題になります。

◆地域生活への移行促進

地域で暮らすことが望ましい障害者が、安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援事業所等と連携を図ることが求められています。また、地域生活を継続させ、地域生活に関する諸問題の相談などを支援するために、複数の機能を有する、支援拠点や施設（センター）の整備が課題となっています。

◆必要なときに利用できるサービス体制の整備

居住系サービスの整備や放課後等デイサービスの適切な実施なども含めて、サービスの専門性を高め、利用者にとって利用しやすい体制を整備することが引き続いて課題となります。また、サービス提供事業所の整備を継続していくためには、福祉人材の確保・育成の取り組みへの支援が求められています。

◆子どもの育ちへの切れ目のない支援体制の構築

子どもの成長・発達に応じて、近年増加する発達障害などの特性を理解した専門家による適切な支援や、医療的ケアなどの特別な支援の必要な子どもへの支援体制の整備、地域全体で障害について周知・理解したうえで、子どもと保護者の子育てを見守る仕組みづくりなどが求められています。

◆障害福祉に関する情報提供と相談支援体制の強化

情報や相談の窓口の周知・広報に一層取り組むとともに、複雑・多様化する相談内容に対応できる専門性の確保や、すみやかに必要なサービスや支援につなぐネットワークづくりなど課題となります。

◆災害時における避難支援、感染症対策などの整備

本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症などの再流行が起こることも想定されます。災害時には福祉避難所などにおいても、そういった感染症対策を整備する必要があります。「新しい生活様式」の観点から、適切な予防対策とサービス等提供とのバランスに取り組むことが課題となります。

◆地域における障害理解

地域社会において、市民が、障害や障害者を正しく理解し、共生社会の構築に向けた取り組みを行うことができるよう、行政の効果的な啓発を推進することが課題となります。

3 計画の基本的な考え方

基本理念

ともに生きる社会の実現

障害者基本法、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、また、第1～5期計画の達成状況を加味し、引き続き、同じ理念をもって、障害福祉サービスの提供体制の整備、サービス必要量の確保に向けた取り組みを展開していくこととします。

障害者だけでなく、すべての市民が役割と責任をもち、積極的に社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて、福祉サービスの提供や公的な支援だけでなく、ボランティアやNPO、支援団体などの活動を推進していきます。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、地域で安心して暮らせるネットワークの構築などに取り組んでいき、基本理念の実現に向けて具体的な施策の推進を図っていきます。

さらに、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

計画の基本目標

◆ 障害者福祉サービスのさらなる充実

- ① 日常生活の支援
- ② 就労の支援
- ③ 自立と社会参加の促進

◆ 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実

◆ 相談支援体制の充実

◆ 【参考】災害対策の充実

- 前期計画での課題であった「緊急時とくに災害時における避難支援システムの確立」を継続的に発展し、避難所等での感染症予防対策などについて検討します。
- 感染症予防対策をしたうえで必要な支援をできるかぎり提供するという観点から、サービス利用の見込み量を算出し、数値目標を設定します。
- 感染予防にあたっては、国や県の汎用的な基準を踏まえたうえで、市の実態に合った対策を示せるよう検討していきます。

計画体系図

基本理念	基本目標	サービス・事業
ともに生きる社会の実現	1. 障害者福祉サービスのさらなる充実	<p>①訪問による在宅生活の支援 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援 ・訪問入浴サービス</p> <p>②外出の支援 ・行動援護 ・同行援護 ・移動支援</p> <p>③短期入所 ・短期入所</p> <p>④日中活動の支援 ・生活介護 ・療養介護</p> <p>⑤居住の支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助 ・施設入所支援</p> <p>⑥日常生活用具の給付</p> <p>⑦補装具の交付・修理</p>
	1-1 日常生活の支援	<p>・就労移行支援 ・就労継続支援 A型 ・就労継続支援 B型 ・就労定着支援</p>
	1-2 就労の支援	<p>①自立生活のための支援 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練)</p> <p>②社会参加のための支援 ・コミュニケーション支援 ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・社会参加促進事業</p> <p>③地域社会に対する働きかけ ・理解促進研修・啓発 ・自発的活動支援</p>
	2. 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実	<p>・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援 ・障害児相談支援 ・居宅訪問型児童発達支援</p>
	3. 相談支援体制の充実	<p>①サービス利用支援 ・計画相談支援 ・地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)</p> <p>②日常生活の相談支援 ・障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ・住宅入居等支援事業 ・障害者虐待防止センター ・地域自立支援協議会 ・成年後見制度利用支援事業 ・法人後見支援事業</p>

4 計画における重点項目

◆福祉施設から地域生活への移行促進

本市では、令和元年度末の施設入所者は72人となっています。

国の基本指針における削減率などを考慮して、令和5年度末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数を5人とし、令和5年度末までの施設入所者の削減数を2人とする目標数値を設定します。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における目標数値の設定は全て奈良県での設定になるため、本市では、精神科病院の入院患者が、退院後安心して地域で暮らすことができるような環境の構築に取り組みます。

◆地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化や親亡きあとを見据え、相談支援機能、一時的住居機能、日中活動機能を地域における複数の機関が分担し、連携して、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう包括的なケアが行えるシステムの構築を実現していきます。令和5年度までに少なくとも1つ地域生活支援拠点を整備できるように、自立支援協議会を中心に協議を進めています。

◆福祉施設から一般就労への移行等

就労支援にかかる機関との連携を強化し、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

一般就労に定着することが、自立して地域生活を送りやすくなることにつながる、という考え方に基づいて支援していきます。

- 一般就労移行者数を、令和元年度末時点の11人から、令和5年度末目標値として13人とします。
- 就労移行支援利用者数を、令和元年度末の10人から、令和5年度末目標値として13人とします。
- 就労定着支援利用者数を、令和元年度末の1人から、令和5年度末目標値として5人とします。

◆障害児支援の提供体制の整備等

子ども・子育て支援制度との連携のうえ、様々な福祉サービスの充実を図ります。

市内には既に保育所等訪問支援を提供できる事業所が1か所ありますが、令和5年度末までに、児童発達支援センターの機能を有する場を少なくとも1か所確保し、総合的な支援体制を構築します。

医療的ケア児支援のためには、国の基本指針を考慮し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、令和5度末までの設置を目指します。

◆相談支援体制の充実・強化

国の基本指針を踏まえ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の多様化を実施する体制を確保するため、令和5年度末までに、基幹相談センターの設置に取り組みます。

◆障害福祉サービスの質向上させるための取組に係る体制の確保

方針の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施などについて、障害福祉サービスの質を向上させるための体制を整備します。

5 計画の推進

計画の推進体制

上位計画である「桜井市地域福祉計画」や「桜井市障害者福祉基本計画」と一体的に推進し、桜井市福祉保険部が中心となり、庁内関係部課、関係団体・機関、関係行政機関、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、「桜井市子ども・子育て支援事業計画」等との連携を図り、ライフステージに応じた一貫した支援を受けることができる地域の障害福祉に関するシステムづくりを目指します。

進行管理体制

PLAN（計画）→ DO（実施）→ CHECK（点検・評価）→ ACTION（改善）、いわゆるPDCAサイクルを導入して、計画の推進に関する必要な事項の検討や進捗状況を把握して点検・評価を行い改善につなげるなど、着実な進行管理を行います。

この進行管理については「桜井市地域自立支援協議会」に意見を求めるとともに、少なくとも年に1度の定期的な進捗状況の点検や評価を行います。

奈良県・近隣市町村・事業者等との連携体制

計画の着実な推進に向けて、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体及び障害福祉サービス提供事業者との連携・協力を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス見込み量の確保やサービス提供事業者の指定等、関係部署との必要な調整を図り、円滑な取り組みを推進します。さらに、一市町村だけでは取り組みが困難で、広域的な対応を必要とする障害者のニーズについては、奈良県や東和（障害福祉）圏域を構成する近隣市町村等との緊密な連携のもとに取り組んでいきます。

第6期桜井市障害福祉計画【概要版】

発行年：令和3年3月

発 行：桜井市 福祉保険部 社会福祉課 障害福祉係

住 所：〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432-1

電 話：0744-42-9111

F A X：0744-44-2172